

# 西条市子ども・子育て会議の概要について

## 1 西条市子ども・子育て会議の役割

### (1) 子ども・子育て会議の位置付け

- 西条市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関として設置する。

### (2) 子ども・子育て会議の設置目的

- 西条市子ども・子育て会議は、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「子ども・子育て支援事業計画」等に反映させるために意見具申する。
- 新制度に基づく、子ども・子育て支援施策を、西条市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるために調査審議する。

子ども・子育て支援法 <抄>

#### 第 7 章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 2 西条市子ども・子育て会議の進め方

### (1) 主な審議事項

- 西条市子ども・子育て会議は、ニーズ調査を含む「子ども・子育て支援事業計画」の策定や、給付対象施設の利用定員、その他、新制度の施行準備に当たり西条市が決定すべき重要事項等について審議する。

### (2) 審議の進め方

- 審議事項については、事務局において作成した素案・調整案等を提示し、西条市子ども・子育て会議においていただいた意見が反映するよう修正する。

## 3 西条市における今後のスケジュール（予定）

年度	時期	業 務 内 容
25	10月	ニーズ調査「調査票」原案の作成
	11月	第1回子ども・子育て会議の開催
		ニーズ調査の実施（「調査票」の発送・回収、データ入力）
	12月	新制度管理システム導入経費の補正予算案上程(12月定例会)
		ニーズ調査結果の集計・ニーズ量の試算 → 県への速報値の報告
	1月	新制度管理システム構築に着手
教育・保育活動団体等への調査実施 第2回子ども・子育て会議の開催		
2月	ニーズ調査結果報告書の調製	
3月	第3回子ども・子育て会議の開催	
	ニーズ調査結果報告書の作成 「支援事業計画」骨子の検討	
26	4～8月	ニーズ調査結果に基づく「支援事業計画」の策定
		新制度移行にかかる関係条例案の上程(9月定例会)
	9月	新制度管理システムの稼働テスト実施
		子ども・子育て会議の開催(随時)
10～3月	「支援事業計画」の中間とりまとめ → 県への報告・調整	
	「支援事業計画」に対応した準備作業・体制整備	
	「支援事業計画」素案にかかるパブリックコメントの実施 子ども・子育て会議の開催(随時) 「支援事業計画」の議会報告(3月定例会)及び市民への広報	
27	4月	子ども・子育て支援新制度によるサービスの開始